

2006年9月21日

イノベーションを促進するエンジェル税制の拡充を

社団法人 経済同友会
代表幹事 北城格太郎

21世紀においても経済社会の活力を維持・向上し、持続的発展を遂げるためには、社会のあらゆる分野においてイノベーション（革新）を推進していかなければならない。新たな成長を目指すためには、リスクに果敢に挑戦し、新しい事業分野を創造していくことが不可欠である。

イノベーションの推進に大きな役割を果たす起業環境を整備することは、IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなど先端産業の育成や、再チャレンジ可能な社会の実現、若年者、女性、高齢者などへの新たな雇用機会の提供にも大きく貢献する。

経済同友会は、これまでも新事業創造推進に向けた提言を行ってきたが、新たな経済成長の原動力となる起業を一層増やすために、今回、改めてエンジェル税制の拡充を求める。

1. エンジェル税制改革の視点

- (1) エンジェル税制の利用実績がごく僅かにとどまっている大きな原因は、ベンチャー企業に対する同税制適用要件にある。創業間もないベンチャー企業にリスクマネーを的確かつ機動的に供給するという視点から、適用要件を見直すべきである。
- (2) エンジェル税制の適用企業に投資した株式の譲渡に関しては、リスクマネーの供給を促進するという同税制改革の主旨を踏まえると、利益が発生した時より、損失が発生した時の措置を充実させるべきである。欧米の事例等を参考にしつつ、必要な対応を講じる必要がある。
- (3) 次代を担う先端産業は、海外ではベンチャー企業が切り拓いていく事例が多く、資金調達の面でベンチャー・キャピタル（以下、VCという）が大きな役割を果たしている。したがって、民間の視点で、新たなイノベーションを推進し、将来大きく成長する可能性の高い企業を見極めて投資を行うVCの投資先については、一層の優遇措置を講じていく必要がある。

2. 適用企業要件と株式譲渡損失控除の改革

現行の適用要件のうち以下の2件を撤廃

- ・新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出（例：3%以上を研究開発費等に支出）している企業であること
- ・外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社であること

損失控除の対象範囲拡大と繰越期間延長

- ・対象範囲：現行の「他の株式の譲渡益」から「金融所得」へと拡大
- ・期間：現行の「3年間」をフランスと同様の「5年間」に延長

上記改革に加え、VCや投資組合の投資先企業への投資は更に優遇措置を拡大
一定の条件を満たすVC¹による投資先は大きく成長・発展する可能性が高いことから、同VCおよび認定投資事業有限責任組合²の投資先企業への投資については、株式譲渡時に損失が発生した場合、「金融所得、給与所得、事業所得」との所得通算を可能とし、損失繰越期間も5年間とする。

1. 一定の条件を満たすベンチャー・キャピタルとは、以下の通り。

- ・上場VC
- ・国の認可を受けたVC団体に加盟するVC

補足：エンジェル税制の適用については、現在、公的機関が企業ならびに投資事業有限責任組合の確認・認定を行っているが、創業間もないベンチャー企業に的確かつ機動的にリスクマネーを供給するためには、民の経験・ノウハウを活用するべきである。VCは、民間の視点で、新たなイノベーションを推進し、将来大きく成長・発展する可能性の高い企業を見極めて投資を行っていることから、当該VCの投資先企業については、更に優遇措置を拡大する。

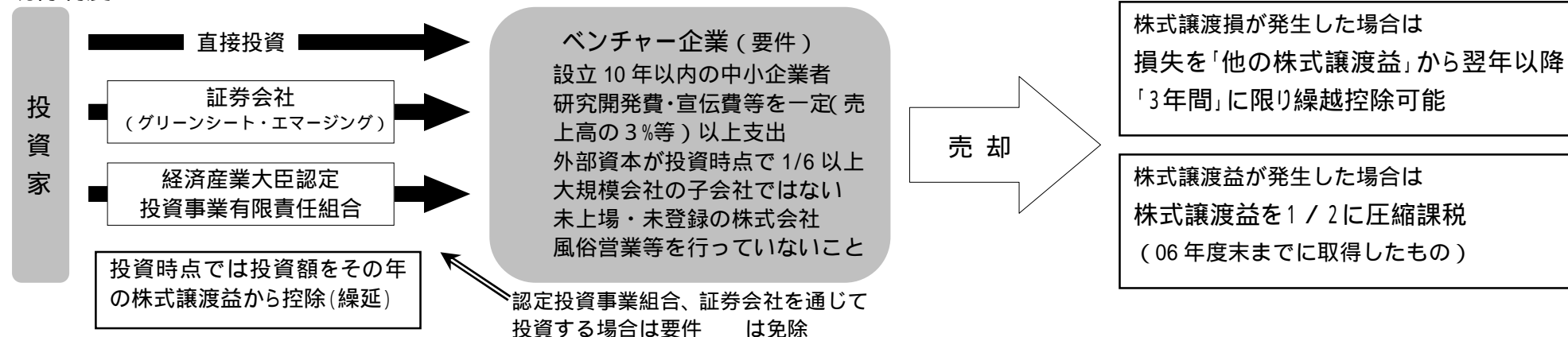
(注) - 但し、VCからの投資が一定水準(例えば100万円)を超える場合等に限る。

- 金融所得、給与所得、事業所得からの年間の繰越控除限度額(例えば所得の30%または100万円のいずれか低い方の金額)を設定する。

2. 認定投資事業有限責任組合とは、経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合のことである。当該組合を通じた投資の場合は、現在、適用要件のうち「新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出している企業であること」、「外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社であること」が免除されている。

以上

現行制度



経済同友会提言

